

田川市告示第 6 4 号

田川市資源ごみ拠点回収施設運営要綱を次のように定める。

平成 3 1 年 4 月 1 日

田川市長 二 場 公 人

田川市資源ごみ拠点回収施設運営要綱

(趣旨)

第 1 条 この告示は、資源ごみの有効活用及びリサイクルの向上並びに市民の廃棄物に対する意識及び利便性の向上に資するため、田川市資源ごみ拠点回収施設(以下「施設」という。)の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(名称及び位置)

第 2 条 施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 田川市資源ごみ拠点回収施設
- (2) 位置 田川市大字川宮 1 5 5 0 番地

(業務内容)

第 3 条 施設で行う業務の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 資源ごみの搬入の受付に関すること。
- (2) 資源ごみの分類の分別指導に関すること。
- (3) 資源ごみのリサイクルの指導に関すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が別に定める業務に関すること。

(搬入資源)

第 4 条 施設に搬入することができる資源ごみの分類は、別表に掲げるとおりとする。ただし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 4 5 年法律第 1 3 7 号)第 2 条第 2 項に規定する一般廃棄物のうち、一般家庭から排出される廃棄物に限る。

(搬入日)

第 5 条 施設に資源ごみを搬入できる日は、日曜日、月曜日、火曜日、木曜日及び金曜日(1 2 月 2 9 日から翌年 1 月 3 日までの間を除く。)とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、搬入させないことができる。

(搬入時間)

第 6 条 資源ごみの搬入時間は、次のとおりとする。

- (1) 月曜日、火曜日、木曜日及び金曜日(国民の祝日に関する法律(昭和 2 3 年法律第

178号。以下「法」という。)に規定する休日を除く。) 午前9時から正午までの間及び午後1時から午後4時までの間

(2) 前号以外の搬入日 午前9時から午後4時までの間

2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、搬入時間を変更することができる。

(利用の資格)

第7条 施設を利用できる者は、本市に住所を有する者とする。ただし、市長が必要と認めるときは、本市に住所を有しない者に施設を利用させることができる。

2 施設を利用する者(以下「利用者」という。)は、身分を証明できるものを所持し、職員に確認を求められた場合は、速やかに提示しなければならない。

(利用の制限)

第8条 利用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、施設を利用することができない。

(1) 分別がされていない資源ごみを搬入しようとするとき。

(2) 施設の利用に関する職員の指示に従わないとき。

(3) 第4条に規定する資源ごみ以外のものを搬入しようとするとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、施設の管理上支障があると認められるとき。

(手数料)

第9条 田川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則(平成7年条例第12号)第19条第1項第3号の規定により、利用者が施設に資源ごみを搬入する場合の資源ごみの処理手数料は免除する。

(損害賠償の義務)

第10条 故意又は過失により施設又はその附帯設備を汚染し、若しくは破損した者は、これにより生じた損害を賠償しなければならない。

(委任)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

分類
(1) かん
(2) びん
(3) ペットボトル
(4) その他プラスチック
(5) 新聞紙
(6) 雑誌・広告類
(7) 段ボール
(8) 雑紙
(9) 紙パック
(10) 小型電子機器
(11) 水銀を使用した廃製品
(12) 乾電池
(13) 蛍光灯
(14) ライター
(15) カセットボンベ
(16) スプレー缶